

## 第3回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（R2. 2. 28） 結果

### 1 小・中学校の臨時休校期間

令和2年3月2日（月）から3月26日（木）まで（学年末休業日の始期の前日）

この期間、授業や部活動、給食の支給、学校施設の開放などは行わない。また、卒業式についても中止する。

なお、今後、国の方針が追加又は変更となる場合には、臨時休校の期間等について変更となる場合がある。

### 2 小・中学校の臨時休校中の児童・生徒への対応

以下のとおりとする。ただし、37.5℃以上の発熱や風邪の症状がある場合には、自宅での静養とする。なお、学校への送迎は保護者が行う。また、給食がないため、昼食は各自持参となる。

#### (1) 学童保育室に入室している児童

- ・ 7：30～13：00 … 学校で預かります
- ・ 13：00～19：00 … 学童保育室で預かります

#### (2) 学童保育室に入室していない小学校1・2年生

- ・ 7：30～16：30 … 学校で預かります（自宅で一人で過ごすことができない場合に限りです）

#### (3) 特別支援学級の児童・生徒

- ・ 7：30～16：30 … 学校で預かります（自宅で一人で過ごすことができない場合に限りです）

### 3 保育所（園）等の対応

保育所（園）等の保育施設は、感染予防（通所前の検温など）に留意した上で開所する。ただし、37.5℃以上の発熱や風邪の症状がある場合には、自宅での静養とする。なお、保育所等の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、臨時休所（園）を検討する。